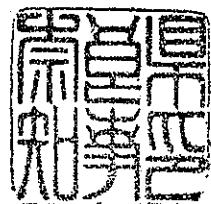


地 域 第 2 4 号
平成 22 年 6 月 3 日

国土交通大臣 前原 誠司 殿

奈良県知事 荒井 正吾



明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する
計画（案）について（協議）

のことについて、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和 55 年法律第 60 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、別添の「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画（案）」について協議します。

なお、この計画（案）に関する明日香村の意見は、別紙（写）のとおりです。



明政第58号
平成22年5月28日

奈良県知事 荒井正吾 殿

明日香村長 関義清



明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画（案）に関する
意見について

平成22年5月28日付け、地域第21号により意見聴取のあったこのことについて
については、下記のとおりです。

記

異議なし

明日香村における生活環境及び
産業基盤の整備等に関する計画（案）

奈 良 県

目 次

I 計画作成の意義	1
1 計画作成の経緯	1
2 計画作成の必要性	2
II 計画の性格等	3
1 計画の性格	3
2 計画の対象区域	3
3 計画の期間	3
III 明日香村の概況	3
1 位置及び地勢	3
2 人口	4
3 土地利用	4
① 土地利用形態	4
② 土地利用規制	4
4 文化財	5
IV 整備計画	6
1 整備計画の基本理念	6
2 整備計画の基本的方向	6
(1) 国家基盤が形成された地に相応しい歴史展示の推進	6
(2) 歴史的風土の維持・向上	7
(3) 歴史展示及び歴史的風土を活用した地域活力の向上	7
(4) 生活環境基盤整備の推進	8
3 整備内容	8
(1) 国家基盤が形成された地に相応しい歴史展示の推進	8
ア 歴史展示の拠点施設整備	8

イ 遺跡の整備	-----	8
ウ 寺院・遺跡等における歴史展示	-----	9
エ 埋蔵文化財の計画的発掘調査の推進	-----	9
(2) 歴史的風土の維持・向上	-----	9
ア 明日香に相応しい景観の形成	-----	9
イ 景観阻害要因の改善	-----	10
ウ 古都保存法買入地の適正管理	-----	10
(3) 歴史展示及び歴史的風土を活用した地域活力の向上	-----	10
①明日香を支える「農」の維持・再生	-----	10
ア 地域産業としての農林業の充実	-----	10
イ 耕作放棄地等への対応	-----	11
ウ 都市住民との交流の推進	-----	11
②観光・交流の振興	-----	11
ア 明日香の魅力発信	-----	11
イ 観光基盤の整備	-----	12
ウ にぎわいの拠点形成	-----	12
エ 宿泊観光の推進	-----	12
③住みたくなる村づくり	-----	13
(4) 生活環境基盤整備の推進	-----	13
ア 道路の整備	-----	13
イ 河川の整備	-----	13
ウ 上水道、下水道の整備	-----	13
エ 都市公園の整備	-----	13
オ 消防施設等の整備	-----	14
カ 厚生施設の整備	-----	14
キ 教育施設の整備	-----	14
V 計画達成のための留意事項	-----	15
VI 計画達成のための推進体制	-----	15

I 計画作成の意義

1 計画作成の経緯

奈良県高市郡明日香村は、我が国の律令国家体制が初めて形成された時代における政治・文化の中心的な地域であり、宮跡や寺院跡、古墳といった多くの遺跡が村内全域にわたって存在し、周辺の自然的人文的環境と一体をなして、古代国家形成の記憶をとどめる他に類例を見ない貴重な歴史的風土を形成している。

この貴重な歴史的風土は、村民の郷土に対する愛着と様々な地元の取り組み、そして村民が種々の制約を甘受することにより、概ね良好に保存してきた。

しかし、昭和40年代に入ると、開発の波が明日香村周辺にまで及ぶに至り、住民生活の向上を図りつつ、歴史的風土及び文化財の保存・活用に資するため、昭和45年に、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」が閣議決定され、国営公園の設置や周遊歩道の整備、飛鳥資料館の設置等がなされた。

その後、地域住民の理解と協力のもとに、貴重な明日香村の歴史的風土を良好な状態で保存するとともに、後世に伝えていくことは、国家的見地から極めて重要な課題であるとの認識から、昭和55年5月、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」(昭和55年法律第60号。以下「明日香村特別措置法」という。)が制定された。

明日香村特別措置法は、土地利用規制による歴史的風土の保存と、明日香村整備計画、明日香村整備基金等の措置による住民生活の安定向上を主眼においていた2つの基本政策から構成されている。

これを受け、奈良県では昭和55年度以来、3次にわたり明日香村整備計画を作成し、奈良県及び明日香村の取り組みにより住民生活を支える社会基盤の整備を進め、住民生活の安定と利便性の向上に大きく寄与してきた。

第1次明日香村整備計画 [昭和55年度～平成元年度]

第2次明日香村整備計画 [平成2年度～平成11年度]

第3次明日香村整備計画 [平成12年度～平成21年度]

第1次明日香村整備計画は、各種の規制等によって開発など経済活動の停滞等がもたらす村財政の脆弱さによる行政サービスの低下を防ぐとともに、相対的に立遅れの見られる生活環境及び産業基盤の整備等を積極的に推進することに重点が置かれた。

第2次明日香村整備計画は、引き続き生活環境及び産業基盤の整備等を推進するとともに、人口の高齢化等を受け住民が健康で豊かな生活を営むことができるよう各種施設の整備がなされ、概ね順調な事業進捗が図られた。

第3次明日香村整備計画は、高齢化のさらなる進行、また総人口の減少など、社会情勢等の変化の中で新たな課題に対応するため、引き続き生活環境等の整備を進めるとともに、歴史的風土の保存と利活用の両立を図り、明日香村の歴史的風土を創造的に活用する観点から施策を推進した。

2 計画作成の必要性

3次にわたる整備計画により、住民生活を支える道路や下水道等の整備水準の向上が図られ、住民生活の安定と利便性の向上に大きく寄与した。村民に対するアンケートでも、整備計画による生活環境への効果があったという回答が、平成6年度の約36%から平成19年度には60%と大きく増加している。

一方、明日香村特別措置法制定後30年が経過するなかで、明日香村は周辺市町村と比べて人口減少や高齢化の進展の度合いが高く、また、農林業の衰退に伴う耕作放棄地の増大などにより、明日香らしい景観への影響も懸念されるところであり、明日香村を訪れる観光客数もここ10年は年間80万人前後で低迷するなど、定住人口の減少と相まって、地域活力の減退が目立つ状況である。

また、明日香の価値は、この地で国家基盤が形成されたという歴史そのものにあるが、明日香を訪れる誰もが歴史を体感できる状況にはなっていない。

このような状況を改善するためには、引き続き総合的な計画に基づいて計画的・効率的に事業を推進することが必要であり、基本方針を踏まえ地域活力の向上を図るため、新たな明日香村整備計画を策定する必要がある。

II 計画の性格等

1 計画の性格

この計画は、明日香村特別措置法第4条第1項の規定により国土交通大臣から示された「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針」に基づき作成するものであり、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等について、長期的かつ総合的な視点からとらえ、今後進めるべき施策の大綱を示すものである。

2 計画の対象区域

奈良県高市郡明日香村の全域とする。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とする。

ただし、事業の種類によっては、この期間を超えるものがある。

III 明日香村の概況

1 位置及び地勢

明日香村は、昭和31年7月、高市郡阪合村、高市村及び飛鳥村の3村が合併して誕生した総面積約24km²の村であり、奈良盆地の南東部に位置し、大阪市から約40km、奈良市から約25kmの圏域にある。

村の北西から北は、畝傍山、耳成山、香久山の大和三山が連なる橿原市に、東は多武峰山系により桜井市と吉野郡吉野町に、南及び西は高取山系により高市郡高取町に接している。

地形上は、奈良盆地の南端の平地と竜門山地の一部からなっており、標高は平地部で90m前後、山地部では600m前後に達している。

水系は、大和川水系に属し、飛鳥川、高取川流域で大部分が占められている。

2 人口

昭和55年以降平成2年まで国勢調査の対比で微増傾向にあった明日香村の総人口は、平成7年国勢調査では減少に転じ、特に平成12年から平成17年の5カ年間では、6,846人から6,343人へと7.3%減少している。

年齢別人口は、65歳以上人口は年々増加し、その総人口に占める割合は、昭和55年が13.3%で、以降増加の一途をたどり、平成17年には全国平均を7.2ポイント上回る27.3%に達している。一方、15歳未満人口の総人口に占める割合は、昭和55年の20.2%に対し、平成17年には全国平均を3.3ポイント下回る10.4%と大きく減少している。

また、平均世帯人員は、昭和55年の4.16人から平成17年の3.49人へと減少しており、少子高齢化の進展とともに核家族化が進んでいる。

産業別就業人口は、全就業者数に占める第3次産業就業者の割合は増加している一方で、農林業など第1次産業就業者の割合は年々減少している。

3 土地利用

① 土地利用形態

明日香村の面積は2,408haあり、その土地利用の現況は、農地のうち田は311haで主に平坦部にあり、畑59haと樹園地44haは主として低い丘陵地に分布している。山林は丘陵地及び山地の大部分であり、1,350haと最も広い面積を占めている。

また、宅地は93haで、近鉄飛鳥駅周辺及び明日香村役場周辺において市街化が図られている程度で、他は集落形態で分布している。

② 土地利用規制

明日香村においては、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる土地利用規制に加え、歴史的風土の保存を図るため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「古都保存法」という。）、明日香村特別措置法、奈良県風致地区条例及び文化財保護法等に基づく厳しい土地利用規制が行われている。

この結果、明日香村内では無秩序な宅地開発等が抑制され、貴重な歴史的風土を構成する田園風景等が、今日まで概ね良好に保存されてきている。

4 文化財

明日香村内には、伝飛鳥板蓋宮跡、飛鳥京跡苑池等の宮跡、飛鳥寺跡、川原寺跡等の寺跡、石舞台古墳、高松塚古墳、キトラ古墳等の古墳など、質・量とも豊かな歴史的文化的遺産が数多く存在している。

このうち、文化財保護法により 20 件が史跡指定されており、特別史跡である石舞台古墳、高松塚古墳及びキトラ古墳については、国営飛鳥歴史公園内において保存・整備がなされている。また、飛鳥京跡苑池については、名勝にも指定されている。

有形文化財は 22 件が重要文化財に指定されており、そのうち 2 件が国宝に指定されている。建造物としては、重要文化財の於美阿志神社石塔婆、岡寺書院・仁王門があり、美術工芸品としては高松塚古墳壁画が国宝に指定されているほか、仏像等としては国宝木心乾漆義淵僧正坐像をはじめ多くの重要文化財が岡寺、橘寺、飛鳥寺等に所在している。

IV 整備計画

1 整備計画の基本理念

6世紀末から7世紀末にかけての約100年の間、おおむね明日香村の区域内において都が嘗まれた。またこの地で律令が初めて制定されるなど、明日香村は我が国の古代国家体制が形成された地であるとともに、中国や朝鮮半島など東アジア文化の影響を受け飛鳥文化が開花した地域である。

明日香の価値はまさにこの歴史そのものであるが、明日香を訪れた誰もがその価値を感じ回想することは出来ないのも事実であることから、明日香における歴史展示の推進を図ることが必要である。

また、歴史的文化遺産と周辺の環境が一体となった他に類例を見ない貴重な明日香の歴史的風土については、明日香村特別措置法等の規制により概ね良好に守られてきたが、個別に散見される問題への対処や、住民参画の推進とともに国民の理解協力と参加、また地域の自主的・自立的な取り組み等により、歴史的風土の維持・向上を図ることが必要である。

一方、人口減少に代表される地域活力の低下は、明日香村にとっての最大の課題である。地域活力を向上させるためには、明日香の持つ価値である「歴史」及び「歴史的風土」をこれまで以上に活かした取り組みが必要である。このため、歴史的風土を形成する重要な要素である「農」空間の維持・再生を図るとともに、歴史展示の推進により明日香の魅力発信等を行うなど、観光・交流振興の取り組みが求められる。

これらの取り組みにより、村民が住むよろこびを感じ、また村外の方々が住みたくなるような村づくりを行い、明日香村の地域活力向上を図る。

2 整備計画の基本的方向

明日香村における生活環境及び産業基盤等の整備に当たっては、上記の基本理念及び社会情勢等の変化を踏まえ、（1）から（4）の基本的方向性を考慮し、整備を進めるものとする。

(1) 国家基盤が形成された地に相応しい歴史展示の推進

国家の基盤が形成されたという明日香の歴史を誰もが体感できるためには、平成22年3月に奈良県が策定した「明日香における歴史展示等のあり方基本方針」に基づき、明日香の歴史展示を推進することが必要である。

(2) 歴史的風土の維持・向上

国民共有の財産である明日香村の歴史的風土の保存については、古都保存法等の枠組みにより相当程度の効果を上げているものの、村民の協力の下に、歴史的風土・景観をより望ましい状態で維持するためには、地域主導による景観ルールの策定や、企業やボランティアなど「新たな公」との連携等による景観保全活動の一層の推進が必要である。これらの取り組みにより“明日香に相応しい景観形成”を図るとともに、周辺の景観になじまない建築物や工作物等の撤去に向けた取り組みや、古都保存法による買入地の管理水準向上に向けた仕組みづくり等により、貴重な明日香の歴史的風土をより良好な形で後世に伝えていくことが必要である。

(3) 歴史展示及び歴史的風土を活用した地域活力の向上

人口減少や地域産業の衰退など、明日香村の活力低下が危惧される状況を打破し、地域活力向上を図るためには、明日香の価値である歴史の展示及び歴史的風土を活かした取り組みが必要である。

まず、「農」空間の維持・再生を図るために、明日香村を支える地域産業としての農林業を活性化することが必要である。そのために、明日香の特性を活かした農林産物の開発や販路の拡大などによって所得の向上を図り、農林業の担い手を確保し、耕作放棄地を解消するとともに、オーナー制度等の推進により、農林業を通じた都市住民との交流を推進する。

また、平成22年に開催される平城遷都1300年祭を契機として、歴史展示を推進するとともに、国内外からの来訪者に対応するため、県・村が連携し、明日香の魅力の情報発信や宿泊施設の誘致等を図る。また、広域観光ネットワークの整備をはじめ、国営公園とも連携した明日香周遊における交通体系の整備等により観光基盤を整備し、観光振興を図る。さらに、土地利用のあり方を検討し、景観に配慮しながら定住人口の確保や産業誘致に取り組み、地域活力の向上を図る。

(4) 生活環境基盤整備の推進

歴史展示の推進及び歴史的風土の維持・向上のためには、地域住民の理解と協力が不可欠である。このため、住民生活の利便性、快適性の向上を目指し、健康で豊かな日々の生活を送ることができるよう、歴史的風土との調和に配慮し、引き続き道路、河川、都市公園等の生活基盤の整備を進めるとともに、下水道や基幹水道、簡易水道の再整備を含め、安全、安心して暮らせる豊かな生活環境の整備に取り組む。

3 整備内容

(1) 国家基盤が形成された地に相応しい歴史展示の推進

ア 歴史展示の拠点施設整備

平成13年に開設した奈良県立万葉文化館について、現在の調査研究機能、日本画を中心とする展示機能に歴史の展示機能を付加することで、明日香における歴史テーマ等を展示する「歴史の総合展示施設」として再整備を行う。また、明日香観光におけるゲートウェイと位置づけ、明日香歴史探訪の総合案内機能を持たせるとともに、中南和地域に関する観光情報発信機能の強化等にも取り組む。

奈良県立万葉文化館の整備に合わせて、飛鳥資料館や現在整備中の「国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区」内に予定されている施設等との役割分担を図るとともに、相互に協力・連携することで明日香における歴史展示の推進を図る。

イ 遺跡の整備

来訪者の誰もが明日香の歴史を体感できるためには、地下に埋もれた遺跡を目にする形で整備することが必要である。

そこで、飛鳥地域の苑池の中で最も規模が大きく、また飛鳥時代の苑池のデザインを典型的に示す遺構で、平成15年に史跡及び名勝指定を受けた「飛鳥京跡苑池」について、南池部分を中心に整備するとともに、史跡全体及び史跡に隣接する飛鳥川を整備し、飛鳥時代の風景の再現を図る。また「飛鳥淨御原宮正殿」等についても整備に向けて検討を進める。

また、古墳時代後期の巨石を使用した横穴式石室を持つ「真弓罐子塚古墳」や、古墳時代終末期の刳抜式石槨をもつ史跡「牽牛子塚古墳」について、公有化及び整備を図る。

ウ 寺院・遺跡等における歴史展示

明日香村内には、数多くの寺院や遺跡が点在しているが、現地において充分に解説がなされているとは言い難い。特に地下に埋もれた遺跡等の場合、現地において視覚的にイメージできる復原図等の整備が不十分であるため、その地に立っても往時を回想し体感することは困難である。歴史的文化的遺産の保存・継承の視点から、世界遺産登録に取り組む「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」などの明日香村内の寺院や遺跡など資産価値の理解を深めることが必要であり、また、明日香の歴史展示の視点から、コンピュータグラフィックスの積極的な活用を含め、解説の充実に取り組む。

エ 埋蔵文化財の計画的発掘調査の推進

明日香村における埋蔵文化財の所在、分布状況を把握し、明日香村の貴重な歴史的文化的遺産を長期的視点で適切に保全するため、計画的な発掘調査を進める。なお、発掘調査にあたっては、国・県・村三者の関係機関による連携の強化により、計画的な発掘調査体制の確立を図ることとする。また、発掘成果については、国民に分かりやすく報告する機会等を創出していく。

(2) 歴史的風土の維持・向上

ア 明日香に相応しい景観の形成

歴史的文化遺産と周辺の環境が一体となった他に類例を見ない貴重な歴史的風土を、国民共有の財産として後世に残すとともに、歴史的風土を観光や交流に活かすためには、現在の法の枠組みではとらえられない価値を持つ明日香の景観に対して、これまで以上の配慮が求められる。このため、景観法に基づく明日香村景観計画の策定と明日香村景観条例の制定により、地域主導によるきめ細かな規制誘導を行うとともに、村民の景観に対する共通認識を醸成する。

また、住民参画の推進とともに、企業やボランティアなどの「新たな公」との連携により、里山や河川景観の保全活動を促進する。

イ 景観阻害要因の改善

明日香村特別措置法制定以前から存在する建築物や工作物等の中には、景観阻害の要因

となっているものもあり、明日香に相応しい景観を形成するためには、撤去も含めた行政の積極的な対応を図る。

また、明日香らしい街並み景観を保ち、地域住民の暮らし向上及び観光面での魅力向上を図るため、集落内道路等の美装化や無電柱化を推進し、歴史的風土と調和のとれた明日香らしい景観の創出を図る。

ウ 古都保存法買入地の適正管理

歴史的風土の保存上必要となる土地については、古都保存法に基づき買い入れを行うものとする。なお、買入地の管理については、従前の用途である農地として活用することで明日香の田園風景の維持に寄与しているが、買入地の増加や広範囲に点在することから、適正な対応が難しくなっている。明日香らしい景観を維持・創出するため、農地再生や里山整備など、地域の実情に応じたきめ細かな管理活用方策を講じていく。

（3）歴史展示及び歴史的風土を活用した地域活力の向上

① 明日香を支える「農」の維持・再生

明日香の「農」は、明日香の歴史的風土を形成する重要な要素である。

明日香に相応しい景観を維持するためには、農業の6次産業化をはじめとする地域産業としての農林業の充実に取り組むとともに、増え続ける耕作放棄地の解消のために、収益性の向上や販路拡大の取組、都市住民との交流・協力等により、地域住民が主体となって「農」空間の維持・再生に取り組む。

ア 地域産業としての農林業の充実

農業の生産性向上と耕作放棄の未然防止を図るために必要な基盤整備や鳥獣害防止柵の設置等の鳥獣害対策を進める。また、林業の活性化を図るため、森林整備や路網整備等を推進する。

イ 耕作放棄地等への対応

耕作放棄地解消のためには、まず農業の担い手確保が必要である。このため、集落営農を推進するとともに、新規就農者の誘導・育成を行う。また、収益性の向上と販路拡大を図るため、明日香ブランドの確立・普及を目指した付加価値の高い特産品開発への支援や

直売施設、加工施設、堆肥施設等の整備を行い、農業の6次産業化を推進するとともに、担い手の所得と意欲の向上に繋げる。併せて、農地再生や竹林整備・里山整備など、耕作放棄地の解消に向けた取り組みも行う。

ウ 都市住民との交流の推進

棚田などのオーナー制度等の推進や農園付き滞在施設の整備、また農村体験宿泊交流施設の整備、果樹加工体験施設等の整備を図り、都市住民との交流を活かした積極的な農業を展開する。

②観光・交流の振興

明日香を訪れる観光客は、昭和50年代には年間180万人を数えたが、この10年は年間80万人前後で推移しており、明日香の魅力を充分に活かし切れているとは言えない。

このため、特に東アジアからの来訪者を意識した国際化への対応や、明日香の価値である歴史の展示や歴史的風土を活用した魅力発信、また、広域観光ネットワークの整備や魅力的な飲食・物販・宿泊サービスの充実等により、観光・交流の振興を図る。

ア 明日香の魅力発信

明日香への来訪者に対しわかりやすい観光情報を提供するため、歴史の総合展示施設として位置付け整備する奈良県立万葉文化館において観光情報発信機能の強化を行うとともに、村内だけにとどまらず、広く情報発信機能の強化に努める。

また、国際観光に対応するため、案内サインや解説板の外国語併記を進めるとともに、観光ボランティアガイドの育成にも努め、学術面での魅力発信として、飛鳥に関する書籍や情報を一元的に集約する飛鳥まるごと図書・資料館の整備を行う。

イ 観光基盤の整備

歴史展示の推進により、奈良県立万葉文化館を「歴史の総合展示施設」として再整備するが、明日香村内には拠点施設や遺跡などが広範囲に点在しているため、観光振興を図る上で交通体系の整備は大きな課題である。このため、観光周遊ネットワークの整備や主要観光スポットを周遊するバス運行の確保とともに、レンタサイクル、徒步へ誘導するためのシステム構築、自転車・歩行空間の整備等を行う。

ウ　にぎわいの拠点形成

歴史展示の推進により観光振興を図るにあたり、地域の魅力やもてなしの向上につながる飲食や物販店の充実は不可欠である。

平成13年には、石舞台から奈良県立万葉文化館、岡寺参道にかけての地域を「にぎわいの街特別用途地区」として指定し、古い街並みを活用しながら商業施設等の集積を図っているが、奈良県立万葉文化館及び飛鳥京跡苑池等の整備により、にぎわい拠点形成の必要性が今後ますます増大する。このため、商業施設の立地誘導を図るとともに、無電柱化や美舗装などの街並み修景を行う。また、明日香の景観や特徴を活かした観光イベントの開催に取り組む。

エ　宿泊観光の推進

村内に、研修宿泊所や民宿等は存在するものの、宿泊観光客の多くは村外に宿泊しているのが現状である。

来訪者の多様な宿泊ニーズに応え、宿泊観光の推進により地域活力の向上に資する観点から、奥明日香の優れた自然環境を有する地域などにおいて、歴史的風土の保存と調和を図りつつ、宿泊施設の誘致に県及び村が連携して積極的に取り組む。また、交流型農業を推進するため、奥明日香の神奈備の郷において農村体験宿泊交流施設の整備を図る。

③住みたくなる村づくり

人口減少については全国的な傾向であるが、明日香村における人口減少率は、近隣市町村と比較して際だって高くなっている。定住人口の確保は、明日香村の存立に関わるだけでなく、歴史的風土の維持・向上を図っていく上でも喫緊の課題である。このため、空き家バンクシステムを活用し、集落中に増加する空き家の情報収集や空き家の活用に対する啓発を進めるなど定住促進を図る。また、村民が安全に快適な生活ができる環境整備を行うとともに、「農」「文化財」「景観」を活用した観光振興や産業誘致により、魅力ある村づくりを図る。

(4) 生活環境基盤整備の推進

ア 道路の整備

第3次明日香村整備計画に引き続き、住民生活の利便の向上及び交通安全の確保を図るとともに、観光来訪者等を円滑に誘導するための幅員狭隘区間の解消等を行い、広域的な道路ネットワーク、生活道路ネットワークの形成を図る。

イ 河川の整備

飛鳥川については、第3次明日香村整備計画に引き続き、明日香の歴史的風土との調和に配慮した洪水調整効果を有する河川整備を行う。また住民の生命・財産を水害から守るために、その他の河川についても改修を行い、治水安全度の向上を図る。

ウ 上水道、下水道の整備

公共水域の水質改善を図り公衆衛生の向上を図るため、第3次明日香村整備計画に引き続き下水道整備及び合併浄化槽の整備を進める。既存簡易水道においては、上水道への統合など再編整備を行う。また、下水道及び上水道の耐震化及び老朽化に対応した整備を行う。

エ 都市公園の整備

第3次明日香村整備計画に引き続き、村民がスポーツやレクリエーションを楽しめ、健康増進・生涯学習に寄与する公園整備を行う。

オ 消防施設等の整備

第3次明日香村整備計画に引き続き、消防水利を確保するため、防火水槽の整備を行う。また、防災行政無線のデジタル化を図るとともに、大規模災害を想定した防災拠点施設の整備を行う。

カ 厚生施設の整備

健康づくり・福祉・生きがい対策など保健福祉の拠点として整備した明日香村健康福祉センターについては、村民の憩いの場として活用できるようリニューアルを実施する。また、ごみ処理施設については、処理基準に適合させながら焼却処分を行うため、大規模な

基幹的工事を実施する。

キ 教育施設の整備

明日香村の次世代を担う児童・生徒に対し、個性と創造性を尊重した教育を実施するためには、教育環境の充実は不可欠である。児童生徒の減少が進む中で、学校生活や学習活動の活力維持、また施設の有効利用を図るため、幼稚園・小学校・中学校一貫教育を推進し、それに伴う学校施設の改修を行うとともに、奈良県立明日香養護学校については、耐震補強工事を実施する。

また、ふるさとを愛する心と豊かな文化を育むため社会教育を推進するとともに、飛鳥に関する書籍や情報等を一元的に集約するため、飛鳥まるごと図書・資料館の整備を図る。

V 計画達成のための留意事項

- 1 この計画に基づく諸施設の整備に当たっては、歴史的風土との調和及び地下遺構の保存に充分配慮するとともに、他の地域との広域的な連携にも配慮しつつ、その整備を図るものとする。
- 2 この計画の実施に当たっては、今後の社会経済情勢の推移や遺跡調査の進捗に応じて適切に対応するため、弾力的に運用するものとする。
- 3 この計画の目標を達成するためには、国及び関係地方公共団体等の定める諸計画に基づく事業の実施と密接な連携を図るものとする。

VI 計画達成のための推進体制

明日香村における歴史的風土の保存と住民生活の安定向上という二つの課題を、調和を図りながら達成していくためには、有機的連携の下に総合的かつ効率的な行政施策の展開が必要である。

このため、この計画が円滑に達成されるよう、奈良県が中心となって各種施策の実施状況を定期的に把握・検証・評価を行うとともに、必要に応じこの計画を見直すなど、より効果的な施策実施につなげるための仕組みを導入し、国・県・村の三者が互いに連携・協力することで、計画達成に向けて努力するものとする。